

第191号議案

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八王子市長等の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、第2条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の217.5</u> を乗じて得た額とする。 | (期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、第2条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の227.5</u> を乗じて得た額とする。 |

第2条 八王子市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、第2条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額とする。 | (期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、第2条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の217.5</u> を乗じて得た額とする。 |

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日か

ら施行する。